

点検評価表（外郭団体）

I 団体の概要

（令和5年4月1日現在）

団体名	公益財団法人静岡県産業振興財団		
所在地	静岡市葵区追手町44番地の1	設立年月日	昭和45年3月12日
代表者	理事長 中西 勝則	県所管課	経済産業部商工振興課
設立に係る根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業者等設備導入資金助成法（第2条第4項、第14条） ・下請中小企業振興法（第15条） ・中小企業支援法（第7条） ・中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（第29条） ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 		
団体の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年3月 （財）静岡県中小企業振興協会として発足 ・昭和57年4月 （財）静岡県中小企業振興公社に名称変更 ・平成12年3月 （財）静岡県科学技術振興財団（平成3年設立）を統合し、（財）しずおか産業創造機構となる。 ・平成13年4月 静岡県中小企業総合指導センター廃止に伴い業務の移管を受ける。 ・平成15年4月 ファルマバレーセンター設置 ・平成21年4月 フーズ・サイエンスセンター設置 ・平成24年4月 公益財団法人に移行し、（公財）静岡県産業振興財団となる。 ・平成29年8月 （一財）ふじのくに医療城下町推進機構[新法人]の設立 ・平成30年4月 ファルマバレーセンター部門を新法人へ譲渡 ・令和02年4月 フーズ・サイエンスセンターからフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターに名称変更 ・令和04年4月 企業脱炭素化支援センター設置 		
運営する施設	-		
団体ホームページ	http://www.ric-shizuoka.or.jp		

出資者	出資額（千円）	比率（%）
静岡県	7,123,120	100.0
基本財産（資本金）計	7,123,120	100.0

役職員の状況（人）			
常勤役員	2	常勤職員	46
うち県OB	1	うち県OB	-
うち県派遣	-	うち県派遣	6
非常勤役員	21	非常勤職員	8
役員計	23	職員計	54

II 点検評価（団体の必要性）

1 団体の設立目的（定款）

中小企業等の産業創出の支援及び経営基盤の強化を図り、科学技術の研究開発を促進するとともに、静岡県が進める産業成長戦略を推進し、もって静岡県の産業の発展に寄与することを目的とする。

2 団体が果たすべき使命・役割

①産業創出支援、②経営基盤強化、③科学技術研究開発支援、④フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトの推進

3 団体を取り巻く環境

区分	内容
団体を取り巻く社会 経済環境の変化や 新たな県民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍からの正常化に向けた取組が進んだ一方、半導体を中心とした部品の供給不足、燃料・資材の価格高騰、深刻な人手不足などの影響もあり、県内企業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況が続いている。 ・こうした経営環境の激変期を乗り越えるには、県内企業の人材投資、研究開発、設備投資を促して競合他社との差別化を図り、高い付加価値の創出や事業構造の新陳代謝につなげることが不可避となっている。 ・また、ポストコロナにおける成長の実現の柱として、GX（グリーントランスフォーメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する動きが強まっているほか、産業人材の確保・育成・リスキリングなどの必要性も高まっており、県内企業においては、こうした取組への新たな対応が求められている。
行政施策と団体活動 との関係（役割分担）	<p>県では、本県経済を支えているのは県内企業の99.8%を占める中小企業であるとの認識の下、従来から中小企業支援策を中心とする産業施策を講じているが、事業の推進に当たっては、産業振興財団を、全県を対象に中小企業を総合的に支援する中核的機関として位置付けている。</p>
民間企業や他の団体 との関係（役割分担）	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興財団は、全県を対象とした窓口相談や専門家派遣、経営革新計画策定支援、下請取引支援等により、県内の中小企業を総合的に支援している。特に、産業振興財団の各種コーディネーターが相談に応じ、研究開発支援や経営革新支援に結び付けるなど、中小企業者が抱える経営課題に対してワンストップで迅速に対応している。 ・産業振興財団の業務は、①法律で実施機関として定められているもの、②県事業を代替して実施するもの、③その他（補助・委託事業）に大別することができる。このうち、①の業務については、産業振興財団が県全域をカバーする唯一の実施機関であり、他の産業支援機関はその役割を担うことはできない。 <p>（例）中小企業支援法に基づく「中小企業支援センター」としての業務 下請中小企業振興法に基づく「下請企業振興協会」としての業務</p>

4 事業概要

（単位：千円）

区分	事業名	事業概要	R4 決算	R5 予算
県補助	産業創出支援事業	総合的な支援体制の構築と各段階に応じた各種支援事業による創業や新事業展開の促進	589,630	767,299
県補助	経営基盤強化事業	経営資源の確保や受注拡大のための支援事業による中小企業の経営基盤強化	309,528	336,189
県委託	科学技術研究開発支援事業	中小企業の産学官連携による研究開発の推進及び科学技術の普及啓発	70,226	97,465
県補助	フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクト事業	県の重点施策であるフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトの推進	155,779	175,683
		（公益共通、法人会計、内部取引消去）	26,284	41,428
合 計			1,151,447	1,418,064

5 事業成果指標

指標の名称（単位）	目標（上段）及び実績（下段）				目標値 （年度）
	R2	R3	R4	評価	
新成長産業戦略的育成事業（新成長産業助成事業）における助成件数（件）	24(R2)	27(R3)	28(R4)	A	34 (R5)
	21	20	30		
専門家派遣事業における派遣回数（件）	1,500(R2)	2,700(R3)	2,000(R4)	B	2,000 (R5)
	2,343	1,965	1,833		
フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター販売促進支援件数（件）	200(毎年度)	200(毎年度)	200(毎年度)	A	400 (R5)
	533	973	1,215		

※評価 … A：目標達成 B：目標未達成 C：目標未達成（乖離大）

6 事業成果の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<p>・新成長産業戦略的育成事業では、新成長産業分野への参入を目指す意欲的な中小企業に対し、支援を実施した。また国内の医療資機材の供給力不足に対応した医療機器産業基盤強化推進事業を併せて実施した。</p> <p>・専門家派遣事業については、経営・情報化・技術・デザイン・ISO分野の相談に応じた専門家派遣を実施。新型コロナウイルス感染症の長期化、電力代や資材の高騰等、厳しい経営環境が継続する中、県内中小企業の新たな事業計画の策定、販路開拓を支援した。</p> <p>・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターの販売促進支援については、販路開拓・拡大アドバイザーが販売強化に係る相談に積極的に対応。食品バイヤーの新規開拓や、FHCaOIフォーラムの会員の新規開拓により、昨年度に続き、目標を上回る支援を実施した。</p> <p>・令和4年4月に企業脱炭素化支援センターを開設し、脱炭素化に係る普及啓発活動に取り組むとともに、ワンストップ相談受付体制を構築した。</p>	○	<p>・新成長産業戦略的育成事業は、次世代自動車や医療・福祉機器、光といった分野に参入する企業に対する技術相談から研究・開発、事業化までの支援であり、今後の本県の産業分野の多極化につながると期待している。</p> <p>・消費者ニーズの多様化や国際化の進展等、中小企業を取り巻く環境が著しく変化する中で、中小企業の経営基盤の強化や新分野進出等の必要性は依然として高い。こうした企業ニーズに対して、専門家派遣事業は、中小企業診断士やITなどの専門家を派遣するものであり、中小企業の課題解決に大きく貢献した。新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢等の影響による燃料・資材等の高騰により、資金繰りやBCP策定、事業計画の見直しなどの相談は増加しており、産業振興財団の果たす役割は大きい。</p> <p>・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンターでは、食品・化粧品産業の振興に加え、ヘルスケア関連産業の振興支援にも精力的に取り組んだほか、製品開発支援から販路開拓まで一体的な支援を行い、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトの推進に大きく貢献した。</p>

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

7 団体の必要性の評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい経済情勢の中で、セーフティネットとしての中小企業に対する公的支援の役割が増大している。 ・グローバル競争の中で高度化する産業技術に適合するため、中小企業に対する各種の研究開発・事業化支援への要請が高まっている。 ・中小企業が行う研究開発や創業・経営革新の支援を全県的に実施している団体は他にない。また、商工会議所等、他の産業支援機関と事業内容が一部類似する部分もあるが、支援対象者が異なり、明確な役割分担がなされている。 ・中小企業への経営支援を担う金融機関及び各種コンサルタント等と産業振興財団は補完的な関係にあり、支援事業実施において競合することはない。 ・中小企業においても脱炭素化への対応が求められるようになる中、県内企業に対する普及啓発や幅広い相談を受け付ける窓口が必要になっている。 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興財団は、本県の中核的な産業支援機関として、商工団体をはじめ大学、公的試験研究機関、金融機関等とのネットワークを形成し、県内中小企業からの相談にワンストップで対応、様々な支援事業を実施している。 ・また、中小企業の創業から販路拡大まで各段階の支援に加え、県重点施策の推進機能を担うなど、本県中小企業の振興に必要不可欠な組織であり、特に近年、企業ニーズは高度化・多様化しており、当団体の専門性やコーディネート機能への期待は大きい。 ・さらに令和4年度からは、本県の重点施策であるGXの推進における企業分野のカーボンニュートラルを促進するため、産業振興財団内に「企業脱炭素化支援センター」を設置し、その運営を委託しているところであり、産業振興財団の必要性はさらに高まっている。

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

8 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 (経営健全性に係る意見を除く)	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
実効性のある評価・改善手法を検討	○ 助成事業や販路開拓事業において追跡調査を実施し、企業ニーズを把握した上で事業の成果目標を定め、達成度を評価する手法により、審査方法の変更等、各種改善に努めている。	○ 新ビジョン後期アクションプランや経済産業ビジョンの各指標への寄与度等も踏まえながら、引き続き、効果的・効率的な事業実施に向け、見直しや改善に取り組んでいく。
選択と集中の視点により事業内容や実施体制を見直す	○ 中小企業の支援ニーズが変化する中で実効性を高めるため、県と相談の上、出展展示会の検討や助成事業等を見直し、効果的な経営支援に努めている。	

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

Ⅲ 点検評価（経営の健全性）

1 財務状況

（単位：千円）

区 分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	評価	備考（特別な要因）	
健全性指標	単年度収支 (d-h)	▲ 16,679	▲ 10,512	▲ 673	C	
	経常損益 (a+b-e-f)	▲ 16,679	▲ 10,512	▲ 673	C	
	公益目的事業会計	▲ 9,302	▲ 6,091	264		
	収益事業等会計	-	-	-		(収益事業の終了)
	法人会計	▲ 7,377	▲ 4,421	▲ 936		
	剰余金	188,343	173,015	199,537	A	

※評価 … A：プラス B：特別な要因によるマイナス C：マイナス

区 分	R2 決算	R3 決算	R4 決算	主な増減理由等	R5 予算	
資産の状況	資産	8,389,676	8,270,577	8,195,079		-
	流動資産	1,010,932	966,590	886,810	未収損害賠償金の減等	-
	固定資産	7,378,744	7,303,987	7,308,269		-
	負債	455,433	346,845	272,021		-
	流動負債	116,383	177,527	100,462	県借入金の減等	-
	固定負債	339,050	169,318	171,559		-
	正味財産/純資産	7,934,243	7,923,731	7,923,057		-
	基本財産/資本金	7,123,120	7,123,120	7,123,120		-
	剰余金等	188,343	173,015	199,537		-
	運用財産	622,780	627,596	600,400		-
収支の状況	事業収益 (a)	1,224,719	1,142,694	1,067,404	国・県補助減等	1,300,572
	うち県支出額	1,027,965	1,022,672	988,077		1,192,712
	(県支出額/事業収益)	(83.9%)	(89.5%)	(92.6%)		(91.7%)
	事業外収益 (b)	86,374	87,874	83,370		82,800
	うち基本財産運用益	81,207	81,402	82,157		80,247
	特別収益 (c)	-	-	-		-
	うち基本金取崩額	-	-	-		-
	収入計 (d=a+b+c)	1,311,093	1,230,568	1,150,774		1,383,372
	事業費用 (e)	1,327,772	1,241,080	1,151,447		1,418,064
	うち人件費	296,185	291,978	297,152		288,696
	(人件費/事業費用)	(22.3%)	(23.5%)	(25.8%)		(20.4%)
	事業外費用 (f)	-	-	-		-
	特別損失 (g)	-	-	-		-
支出計 (h=e+f+g)	1,327,772	1,241,080	1,151,447		1,418,064	
収支差 (d-h)	▲ 16,679	▲ 10,512	▲ 673		▲ 34,692	

2 経営改善の取組の実施状況と評価

- ・消耗品や備品等の節減により事務事業費の抑制に努めた。
- ・事業等の新規受託を目指すなど、事業財源の確保に引き続き努めた。
- ・基本財産運用益について、運用債券の最適化に向けた取組を継続した。

3 赤字の要因（前年度の単年度収支、経常損益が赤字の団体のみ記載）

○設備貸与事業

・複数年にわたって繰越金の活用により収支の均衡をとって実施している。平成26年度で新規貸与を終了したことにより事業収益は減少しているが、債権回収や滞納整理業務を実施するための費用が必要となるため、単年度の収支差額が生じている。

○基本財産運用益

・また、近年の低金利情勢により、過去に比べ、基本財産運用益の潤沢な確保が進まないことも財団決算に影響を及ぼしている。

4 経営の健全性の総括評価

団体の自己評価		県所管課による評価	
判定	評価	判定	評価
○	単年度の赤字が継続しているが、主な要因は、低金利情勢下による基本財産運用益の減少によるものである。	○	低金利情勢による基本財産運用益の低下が当面継続していくことが予想されることから、引き続き、組織体制の見直しや、経理業務の集中化等の業務効率化、時間外勤務縮減等の経費削減に取り組んでいく必要がある。

※判定欄 … ○：良好 △：改善を要する ×：抜本的な改革が必要

5 団体改革の進捗状況（過去の行政経営推進委員会からの意見への対応状況）

行政経営推進委員会意見 （経営健全性に係るもの）	対応状況	
	団体記載	県所管課記載
-		

※○：対応済 △：対応中 ×：未対応

IV 改善に向けた今後の方針

1 点検評価を踏まえた経営の方向性

今後の展望、中期的な経営方針（団体記載）	団体の方針に対する意見等（県所管課記載）
<ul style="list-style-type: none">・静岡県と連携し、国等の事業の新規受託に向けた取組を強化する。・「中小企業脱炭素化推進事業」により、脱炭素化や省エネへの取組が遅れている県内中小企業の支援体制を構築し、脱炭素化を推進する。・フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトを積極的に推進するなど、中小企業等の新成長産業分野への参入や販路開拓を支援する。・事業の実施にあたっては、静岡県はもとより地域の産業支援機関、研究機関等と連携を図りながら、効果的・効率的な事業実施に努めていく。	<ul style="list-style-type: none">・急速な少子高齢化、労働力不足、デジタル化の進展など、中小企業を取り巻く社会経済環境が変化する中、既存の中小企業の枠を超えた地域企業全体を総合的に支援するため、産業支援機関の機能強化や先端産業創出プロジェクト間の連携が求められている。・企業のニーズが多様化する中、県では、次世代自動車などの成長産業への参入促進に加え、令和2年度からスタートさせた、食を中心としたヘルスケアなどの視点を取り入れたフーズ・ヘルスケアオープンイノベーションプロジェクトにおいては、産業振興財団がプロジェクトの中核機関としての役割を担っており、連携を図りながら推進していく。・一方で、金利低下に伴う基本財産運用益の減少により、新たなニーズに対応する自主事業の財源確保は厳しい状況にある。・今後、限られた経営資源を有効に活用し、産業財団の機能を持続的に向上していくための対策等が引き続き必要である。

2 今年度の改善の取組

団体の取組（団体記載）	団体の取組に対する意見等（県所管課記載）
<ul style="list-style-type: none">・静岡県との連携等により、積極的に新規事業を受託するなど、企業ニーズに対応した支援事業の拡充を図る一方、県と相談の上、支援内容が重複する既存事業の整理を進める。・設備貸与事業等の新規貸与終了に伴う管理業務を効率的に進める。	<ul style="list-style-type: none">・産業振興財団の経営資源に限界がある一方で、中小企業のデジタル化推進、脱炭素化支援など、産業振興財団に求められる機能が年々肥大化しているため、今後も引き続き、事業の整理、経営のスリム化により、効率化を図る必要がある。・このため、県においても、産業振興財団への補助（委託）事業を検討する際には、公益財団法人としての役割を考慮し、優先度の高い事業に集中させるなど、改善努力が必要である。

V 組織体制及び県の関与

1 役職員数及び県支出額等

(単位：人、千円)

区分	R2	R3	R4	R5	備考(増減理由等)
常勤役員数	2	2	2	2	
うち県OB	1	1	-	1	
うち県派遣	-	-	-	-	
常勤職員数	44	42	45	46	嘱託員+2(脱炭素化支援)、財団再任用-1
うち県OB	-	-	-	-	
うち県派遣	6	6	-	6	
県支出額	1,063,142	1,022,672	988,077	1,192,712	R4実績による減
補助金	852,404	846,320	778,507	972,665	R4実績による減
委託金	175,561	176,352	197,195	205,047	
その他	35,177	-	12,375	15,000	
県からの借入金	128,815	38,626	1,419	710	
県が債務保証等を付した債務残高	-	-	-	-	

※役職員数は各年度4月1日時点、県支出額は決算額(当該年度は予算額)、借入金・債務残高は期末残高

2 点検評価(団体記載)

項目	評価	評価理由
定員管理の方針等を策定し、組織体制の効率化に計画的に取り組んでいるか	○	県の監督下で計画的に定員管理を行っており、毎年度、事業ごとに必要な業務量を精査し、効果的な事業実施が図れるように効率的かつ適正な人員配分を行っている。
常勤の役員に占める県職員を必要最小限にとどめているか	○	常勤役員の県職員はいない。 県との連携を図るため、県OB1名が常勤役員(副理事長兼専務理事)に就任している。
常勤の職員に占める県からの派遣職員を必要最小限にとどめているか	○	事業ごとに県と財団がそれぞれ果たすべき責任分担を検討し、県の役割分担に応じて必要最小限の派遣職員数としている。

※評価欄…○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない

3 点検評価(県所管課記載)

項目	評価	評価理由
県からの派遣職員について、必要性、有効性が認められるか	○	・令和5年度は県職員6人を派遣している。(診断設備1人、研究開発支援1人、経営支援1人、新事業支援1人、フーズ・ヘルスケアオープンイノベーションセンター2人) ・産業振興財団は、県業務の受託・協同・補完等を行う団体であり、円滑かつ効果的な事業実施のためには、中小企業診断士、研究員等の専門性を有する県職員の派遣が必要である。
県からの補助金等の支出や借入金等について、必要性、有効性が認められるか	○	・令和4年度の県補助金・県委託・その他県支出金の総額は988,077千円、事業収益に占める割合は92.6%であった。 ・県補助金は、法律に基づき当財団を指定又は認定している中小企業支援センター、下請企業振興協会等としての業務に係るものや、産業成長戦略の推進など県の重点施策を実施する業務に係るもの、また、県委託金は、高度化資金貸付診断や経営革新支援など当財団のノウハウを活用するためのものであり、それぞれ必要な財政関与である。

※評価欄…○：基準を満たしている △：基準を満たしていないが合理的理由がある ×：基準を満たしていない

VI 更なる効果的事業の実施に向けた取組

1 外部意見把握の手法及び意見

区分	実施	結果公表	実施内容	主な意見・評価
外部評価委員会	-	-		
利用者アンケート	○	○	セミナーや講座、展示会等の終了時に参加者アンケートを実施している。	・利用者よりいただいた意見・要望等については、次回以降の企画に反映させている。 ・また、展示会出展については、半年後及び1年後の成果の確認を行っている。
利用者等意見交換会	○	○	事業開催前の説明会等で意見を聴取している。	要望等については、実施事業に反映させている。
その他 (支援機関等連携促進会議)	○	○	支援機関等連携促進会議において意見を聴取している。	要望等については、実施事業に反映させている。

○：実施している／公表している —：実施していない／公表していない

2 事業やサービスの見直し例

<p>利用者アンケート、意見交換会等を通じて得た意見や成果に基づき、セミナー、商談会等の見直しを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業脱炭素化推進事業（新規事業） →県の要請に応じ、県内中小企業が抱える悩みや課題等に対応する“企業脱炭素化支援センター”を立ち上げ、フォーラムを創生した。 ・下請振興事業 →より効果的な商談会とするため、令和3年度より県内単独開催から、他県と連携した合同開催に変更している。令和4年度については、新たな連携先を開拓（山梨、神奈川）するとともに、新たな商談会を2つ立ち上げ、商談件数及び商談成立件数の増加につなげた。
--